

財政福祉委員会
請 原 覧 一 覧

平成30年1月22日(月)

○ 健康福祉局関係

(保留分)

平成28年請願第22号 国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件

(新規分)

平成29年請願第18号 国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件

平成29年請願第20号 マクロ経済スライドの適用を中止することを求める意見書提出に関する件

年まで滞納が減らせる方法はありますか?

平成28年請願第22号

国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件

請願者 南区芝町159番地

名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会

代表者 小室 熊

要旨

名古屋市の国民健康保険料は、国の制度改革による財政支援を受けて、1人当たり平均で、2015年度予算では年額3213円、2016年度予算では年額613円引き下げられた。しかし、それでも5大政令指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の中で、横浜市に次いで2番目に高い国民健康保険料であり、さらなる国民健康保険料の引き下げが必要である。

名古屋市は、国民健康保険料負担を軽減する独自の減免制度を設けているが、申請しないと適用されないために、特別軽減では該当する世帯の7割以上が減免されていない。また、子育て世代支援のためにも、子供から国民健康保険料を取らない対応が必要である。

国民健康保険料が長期間未納になっている世帯に対して、資格証明書を発行する場合が多数あり、差し押さえがふえている現状は、改善が必要である。

介護保険料及び介護保険利用料については、他の多くの市町村には独自の減免制度があるが、名古屋市には独自の減免制度がない。また、介護保険制度の見直しに当たっては、今までどおり要支援者がホームヘルプやデイサービスなどを受けられることや介護従事者の質の確保が必要である。

については、誰もが健康で生き生きと暮らせる制度の充実に向け、次の事項の実現をお願いする。

- 1 国民健康保険料を大幅に引き下げる。
- 2 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免すること。
- 3 0歳の乳児から18歳までの子供は、均等割の対象としないこと。
- 4 ~~国民健康保険の資格証明書・短期保険証の発行や、生活実態を無視した差し押さえはやめること。~~
- 5 後期高齢者医療制度における保険料の9割軽減などの軽減特例を継続するよう国に求めること。
- 6 介護保険料及び介護保険利用料の減免制度を新設すること。
- 7 要支援者が今までどおり介護サービスが受けられるようにすること。

(参考)

平成29年2月8日 第1項～第3項、第5項～第7項 保留
第4項 不採択

平成29年4月26日 第1項～第3項、第5項～第7項 保留

平成29年9月8日 第1項～第3項、第5項～第7項 保留

平成29年請願第18号

国民健康保険制度、高齢者医療制度及び介護保険制度の改善を求める件

請願者 熱田区明野町2番34号

名古屋の国保と高齢者医療をよくする市民の会

代表者 三浦 孝明

要旨

名古屋市は、国民健康保険料について2015年度から国の財政支援制度を活用し、保険料負担を緩和する努力をしてきた。しかし、それでもなお5大政令指定都市である横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市の中で、横浜市に次いで2番目に高い国民健康保険料である。さらなる国民健康保険料の引き下げのために、一般会計からの市独自の繰り入れを行う等の努力が必要である。

名古屋市は、国民健康保険料負担を軽減する独自の減免制度を設けているが、申請しないと適用されないために、特別軽減では該当する世帯の7割以上が減免されていない。また、子育て世代支援のためにも、子供からは国民健康保険料を取らない対応が必要である。

国民健康保険料が長期間未納になっている世帯に対して、資格証明書を発行する場合が多数あり、差し押さえがふえている現状は、改善が必要である。

介護保険料は2018年度に改定されるが、名古屋市の介護保険料は愛知県内でも高い水準である上に、介護保険料及び介護保険利用料では、愛知県内の多くの市町が設けている独自の減免制度が名古屋市はない。また、介護保険制度の見直しに当たっては、今までどおり要支援者がホームヘルプやデイサービスなどを受けられることや介護従事者の質の確保が必要である。

については、誰もが健康で生き生きと暮らせる制度の充実に向け、次の事項の実現をお願いする。

- 1 国民健康保険料を大幅に引き下げる。
- 2 国民健康保険料の減免制度を拡充し、該当する全世帯を自動的に減免すること。
- 3 0歳の乳児から18歳までの子供は、均等割の対象としないこと。
- 4 国民健康保険の資格証明書・短期保険証の発行や、無理な差し押さえはやめること。
- 5 後期高齢者医療制度の保険料の9割軽減などの軽減特例を継続するよう国に求めること。
- 6 介護保険料を引き下げ、介護保険料及び介護保険利用料の独自の減免制度を新設すること。
- 7 要支援者が今までどおり介護サービスを受けられるようにすること。

平成29年請願第20号

マクロ経済スライドの適用を中止することを求める意見書提出に関する件

請願者 西区押切二丁目1番27号 ロイヤルクレスト浅間町401号
全日本年金者組合愛知県本部名古屋市内協議会
議長 渡邊義巳

要旨

政府・厚生労働省は、2016年の臨時国会で公的年金関係の法律を改正した。その内容は、2004年の法律改正に伴い導入されたマクロ経済スライドについて、名目下限措置を維持しつつ、賃金・物価上昇の範囲内で前年度までの未調整分をキャリーオーバーさせるもので、2018年4月から施行される。

これに伴い、年金引き下げが今後30年間も続けて行われる。この仕組みでは、デフレ経済下でも確実に年金が切り下げられ、年金の実質的価値は毎年低下する。食生活さえ切り詰めざるを得ない深刻な状況をもたらし、憲法で保障された生存権さえ脅かす。

また、国民年金の受給額は、満額でも月額6万4941円である。マクロ経済スライドの適用は購買力を低下させ、地域経済にも大きな影響を及ぼす。

政令指定都市国保・年金主管部課長会議は、2016年8月に国民年金に関する要望書を国に提出している。その要望書の事項8において、「平成27年度からはマクロ経済スライドが適用され、公的年金制度の維持を目的とした給付調整が行われるため、低所得の高齢者等への影響は非常に大きいものと思われる」との指摘があり、老齢基礎年金等の支給額等を改善するよう国に求めている。

については、貴議会が次の事項を内容とする意見書を国会または政府関係省庁に提出されるようお願いする。

- 1 高齢者の生活を維持するために、マクロ経済スライドの適用を中止すること。